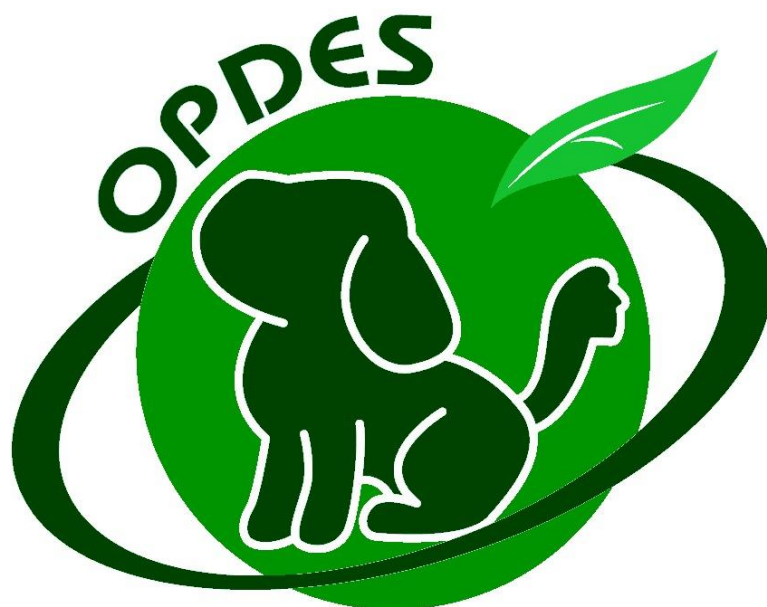


NPO 法人 犬の総合教育社会化推進機構

OPDES 公認資格規則



2022年5月1日改訂

# 公認資格規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、NPO 法人犬の総合教育社会化推進機構(以下「当法人」という) 定款第5条(3)の事業を進めるために、当法人の公認資格の種類及び取得方法について定める。

## 第2章 公認資格

### (公認資格者)

#### 第2条

1. OPDES 公認資格者(以下「公認資格者」という)とは、本規則に定められた資格を取得した会員をいう。
2. OPDES 公認資格(以下「公認資格」という)を取得した者は、当法人が主催する各種のイベント、各種教育講演活動、各自の業において、その資格を呼称し表示することができる。
3. 公認資格を有していない会員は、当法人の公認資格の名称を使用してはならない。

### (所属)

第3条 公認資格は、会員資格が有効な当法人の会員(ただし、家族会員を除く)で、公認資格者として登録されたことを要件とする。

### (公認資格)

第4条 公認資格は、次のとおりとする。

#### 1. 犬の飼育管理アドバイザー

犬の飼育管理に関する助言を行う、基礎知識を有する人材を認定する資格。

#### 2. ドッグアドバイザー

犬の飼育管理および躰に関する助言を行う、基礎知識を有する人材を教育機関にて認定する資格。

#### 3. ドッグサイエンスアドバイザー

犬の飼育管理および躰に関する助言を行う、専門知識を有する人材を教育機関にて認定する資格。

#### 4. ドッグトレーナー

犬の飼育管理および躰に関する指導を行う、専門知識を有する人材を認定する資格。

#### 5. プロフェッショナルドッグトレーナー

犬の飼育管理および躰に関する指導を行う、専門知識と経験を有する人材を認定する資格。

事業提携する教育機関において実習指導のアシスタントを行うことが出来る。

当法人のマイスタードッグトレーナー昇格の推薦が受けられる。

#### 6. マイスタードッグトレーナー

犬の飼育管理および躰に関する指導を行う、専門知識と多くの経験を有する人材を認定する資格。

事業提携する教育機関において実習指導および公認資格者に対する指導を行うことが出来る。

当法人が主催するチームテスト・オビディエンス審査員の推薦が受けられる。

#### 7. アジリティインストラクター

アジリティの指導を行う、アジリティに関する専門知識を有する人材を認定する資格。

当法人のアジリティ審査員試験を受験する事が出来る。

(取得方法)

第5条

1. 第4条1、4及び5の資格は、実務経験・競技実績・指導実績などの条件を満たし、当法人が実施する公認資格試験に合格し登録することで資格取得となる。
2. 第4条2及び3の資格は、各教育機関が主催する試験において、実技試験および筆記試験に合格し登録することで資格取得となる。
3. 第4条4の資格は、当法人と事業提携する教育機関の学生が、決められた授業（実習）を履修し、当法人が同機関内で実施する公認資格試験に合格し登録することで資格取得となる。
4. 第4条6及び7の資格は、第15条の条件を満たし、理事会で承認された者が取得できる。

(遵守事項)

第6条

1. 公認資格者は、当法人の諸規程及び議決事項を遵守し、当法人の各種特定非営利活動及び事業に、参加するよう努めなければならない。
2. 公認資格者は、当法人に登録し、毎年、登録の更新を行わなければならない。
3. 公認資格者は、当法人が開催する研修会に参加するよう努めなければならない。

**第3章 登録・更新**

(登録・更新手続き)

第7条

1. 公認資格試験の合格者は、当法人の資格者名簿に登録しなければならない。
2. 公認資格の登録手続きは、合格通知を受け取ってから1ヵ月以内に、受験者本人が所定の登録申込み用紙を本部事務局に送付し、所定の登録料を支払う。当法人と協定を締結する各教育機関が主催する試験で取得することの出来る資格については、各教育機関との協定に基づき手続きを行う。
3. 資格の有効期限は、登録日から起算して1年間とする。
4. 更新手続きは、期限が切れる1か月前から起算し、有効期限内に所定の更新料を支払う。期限が切れてから6か月を経過するまでに更新手続きがされない場合、その資格は失効する。

**第4章 試験及び推薦による資格取得方法**

(試験による公認資格)

第8条 公認資格取得試験（以下「試験」という）によって取得できる公認資格は、第4条1、4及び5とする。

(推薦による公認資格)

第9条 第4条6及び7の資格は、推薦によって審査され資格が付与される。

(試験の実施)

第10条 試験の実施は、次のとおりとする。

1. 試験は、学術教育委員会が、理事会と独立して主催し、客観性をもって合否を決定する。
2. 学術教育委員会は、専門的な知識を有する委員から構成され、公正な立場で、試験委員・講義講師

の選出と管理、筆記試験問題および講義資料の作成等、試験に係る業務を統括する。

3. 試験は、原則として毎年7月に定期的実施される。
4. 試験は、第12条の申請を受けて、臨時に開催することも出来る。
5. 当法人と協定を締結する教育機関で行う試験は、各教育機関との協定に基づき実施する。

(推薦による付与)

第11条 推薦による資格の付与は、次の通りとする。

1. 原則として毎年7月までに定期的に候補者を推薦する。
2. 第4条 6、の推薦は、正会員、または、チームテスト・オビディエンス委員会からの推薦とする。
3. 第4条 7、の推薦は、アジリティ委員会からの推薦とする。

(臨時試験の申請)

第12条 試験の申請は、次の通りとする。

1. 試験の開催申請は、原則として開催日の3ヶ月前までに当法人へ開催申請を提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 試験の開催申請ができるのは、正会員であるマイスタードッグトレーナー、および、提携教育機関である。

(開催の公示)

第13条 開催の公示については、次の通りとする。

1. 試験の開催日時・開催場所・出題範囲・試験委員・講義講師・受験願書提出先・試験運営事務局について、原則、試験実施2ヶ月前までに当法人ホームページに告知する。
2. 協定を締結する教育機関で行う試験は、開催日時・開催場所・出題範囲・受験願書提出先・試験委員・講義講師を当該教育機関に告知する。

(受験資格)

第14条 各公認資格の受験資格は、公認資格ごとにあげた受験条件をすべて満たしたものが受験できる。

**1. 犬の飼育管理アドバイザー**

当法人の会員で、次の(ア)と(イ)の両方を満たす者

- (ア) 受験日の年齢が、満18歳以上65歳以下
- (イ) 当法人の会員資格が有効である

**2. ドッグアドバイザー**

当法人の会員で、次の(ア)と(イ)の両方を満たす者

- (ア) 受験日の年齢が、満18歳以上
- (イ) 教育機関に学籍を置き、1年課程を修了、もしくは、修了予定の学生

**3. ドッグサイエンスアドバイザー**

当法人の会員で、次の(ア)と(イ)の両方を満たす者

- (ア) 受験日の年齢が、満18歳以上
- (イ) 教育機関に学籍を置き、2年課程を修了、もしくは、修了予定の学生

**4. ドッグトレーナー**

- (1) 協定を締結する大学の卒業見込みの在学学生、または卒業生で、以下の条件をすべて満たす者
  - (ア) 4年の課程を修了、もしくは、修了予定

- (イ) 大学と提携し実施する実技研修会において、マイスタードッグトレーナーが関与する実技研修を規定回数受講
  - (ウ) 4年課程の期間中、および卒業後2年以内に、当法人のチームテスト（レベル1以上）の合格実績が1回以上、又は、当法人の行うオビディエンス競技会にハンドラーとして参加し、オビディエンス・ビギナー以上のクラスで70%以上の点数を1回以上獲得した実績
- (2) 当法人の会員で、以下の条件を全て満たす者
- (ア) 当法人の会員期間が継続して2年以上あり、会員資格が有効
  - (イ) 第一種動物取扱業の登録を済ませ、またはその常勤職員として、犬の飼育・管理および、しつけ指導の業務に携わる経験が2年以上ある
  - (ウ) 出願締切日までの2年以内に、当法人のチームテスト（レベル1以上）の合格実績が2回以上、または、当法人が行うオビディエンス競技会にハンドラーとして参加し、オビディエンス・ビギナー以上のクラスで70%以上の点数を2回以上獲得した実績
  - (エ) 受験日の年齢が、満18歳以上65歳以下

## 5. プロフェッショナルドッグトレーナー

- (1) 当法人のドッグトレーナーで、以下の条件を全て満たす者
- (ア) 当法人の会員期間が継続して2年以上あり、会員資格が有効
  - (イ) 第一種動物取扱業の登録を済ませ、またはその常勤職員として、犬の飼育・管理および、しつけ指導の業務に携わる経験が2年以上ある。
  - (ウ) ドッグトレーナーの資格を取得してから出願日までに当法人の行うオビディエンス競技会にハンドラーとして参加し、オビディエンス1度以上のクラスで80%以上の点数を、2回以上獲得した実績
  - (エ) 受験日の年齢が、満18歳以上65歳以下
- (2) 当法人の会員で、以下の条件を全て満たす者
- (ア) 当法人の会員期間が継続して4年以上あり、会員資格が有効
  - (イ) 第一種動物取扱業の登録を済ませ、またはその常勤職員として、犬の飼育・管理および、しつけ指導の業務に携わる経験が4年以上ある
  - (ウ) 出願日までの4年以内に、当法人の行うオビディエンス競技会にハンドラーとして参加し、オビディエンス1度以上のクラスで80%以上の点数を4回以上獲得した実績
  - (エ) 受験日の年齢が、満18歳以上65歳以下

### (推薦資格)

第15条 条件を満たす者が推薦され、理事会の審査を受け資格が付与される。

#### 1. マイスタードッグトレーナー

当法人のプロフェッショナルドッグトレーナーで、以下の条件を全て満たす者

- (ア) プロフェッショナルドッグトレーナーとしての当法人の会員資格が継続して2年以上有効
- (イ) プロフェッショナルドッグトレーナーとしての第一種動物取扱業の登録が継続して2年以上
- (ウ) 高度な知識と技術を有し、十分な経験と人格を備えている者
- (エ) 年齢が満30歳以上
- (オ) 経歴書を提出し、正会員、または、チームテスト・オビディエンス委員会から推薦された者

#### 2. アジリティインストラクター

以下の条件を全て満たす者

- (ア) 当法人の会員期間が継続して3年以上あり、会員資格が有効
- (イ) 3年以上のアジリティ指導経験がある。
- (ウ) 当法人のドッグトレーナーと同等以上の知識と技術を有している者
- (エ) 年齢が満18歳以上
- (オ) 経歴書を提出し、アジリティ委員会から推薦された者

(試験の方法と合否基準)

第16条 公認資格に応じて、次の通り試験方法と合否基準を定める。筆記試験は事前に公表された出題範囲より出題されるものとする。

#### 1. 犬の飼育管理アドバイザー

##### (1) 試験方法

- ① 会員証および、経歴書、住民票による書類審査
- ② 試験前講義の受講
- ③ 筆記試験

##### (2) 合否基準

書類審査の通過および、筆記試験の出題数に対して得点率が70%以上であること。

#### 2. ドッグアドバイザー

##### (1) 試験方法

- ① 当法人の公認審査員により構成されたオンリード課目の実技試験
- ② 筆記試験

##### (2) 合否基準

実技試験、筆記試験ともに得点率が70%以上であること。

#### 3. ドッグサイエンスアドバイザー

##### (1) 試験方法

- ① 当法人の公認審査員により構成されたオフリード課目の実技試験
- ② 筆記試験

##### (2) 合否基準

実技試験、筆記試験ともに得点率が70%以上であること。

#### 4. ドッグトレーナー

##### (1) 試験方法

###### ① 書類審査

(ア) 協定を締結する大学の卒業見込みの在学生、または卒業生

学生証、または、卒業証書、及び、当法人のチームテスト、または、当法人のオビディエンス競技記録

(イ) 当法人の会員

会員証、資格証、経歴書、第一種動物取扱業登録証、当法人のチームテスト、または当法人のオビディエンス競技記録。

資格証および第一種動物取扱業登録証が無い場合、動物取扱業に登録されている事業所より発行された常勤職員証明書を提出。

###### ② 試験前講義の受講

###### ③ 筆記試験

(2) 合否基準

書類審査の通過および、筆記試験の出題数に対して得点率が70%以上であること

5. プロフェッショナルドッグトレーナー

(1) 試験方法

①書類審査

会員証、資格証、第一種動物取扱業登録証、当法人のオビディエンス競技記録。

資格証および第一種動物取扱業登録証が無い場合、動物取扱業に登録されている事業所より発行された常勤職員証明書を提出。

②試験前講義の受講

③筆記試験

(2) 合否基準

書類審査の通過および、筆記試験の出題数に対して得点率が70%以上であること。

(被推薦者の合否基準)

第17条 被推薦者の合否判定は下記の通りとする。

理事会により、第4条6、7に定める資質を有すると判断されたもの

(願書・受験料の提出)

第18条 受験料・受験願書の提出は次のとおりとする

1. 受験希望者は、願書、および第16条に明示された書類と受験料を、出願締切日までに、筆記試験を担当する事務局へ提出しなければならない。
2. 教育機関で行う受験者の必要書類と受験料は、出願締切日までに、試験を担当する事務局へ提出しなければならない。
3. 受験者の都合による欠席の場合、受験料は返還されない。

(合格者の公表)

第19条 試験実施後2週間以内に合格者を公表する。

当法人ホームページに合格者の受験番号を掲示する。

第5章 試験委員及び立会人

(試験委員の選考)

第20条

1. 試験委員の選考は学術教育委員会が行う。
2. 協定を結んでいる教育機関では、学校職員が試験委員を担当する事も出来る。

(試験委員の資格)

第21条

1. 試験委員は、当法人のマイスタードッグトレーナー資格を有する正会員の中から選出され、22条の職務を終了すると同時に解任される。
2. 第4条 2. 3. の筆記試験については、協定を結んでいる学校職員が試験委員を担当する。

(試験委員の職務)

第22条 試験委員は学術教育委員会の指示のもとで、以下の業務を行う。

1. 試験の公正な遂行と監督
2. 書類審査
3. 試験の採点
4. 筆記試験の可否の判定

(立会人の委嘱)

第23条 試験委員は、試験の公正をきたすため、必要に応じて当法人のプロフェッショナルドッグトレーナー、または、当法人のマイスタードッグトレーナー、教育機関で開催する場合は学校職員の中から、1名以上の立会人を委嘱する事が出来る。

(立会人の職務)

第24条 立会人は、試験が円滑に行われるように努め、試験会場へは試験委員並びに受験者以外立ち入らせてはならない。

## 第6章 受験・登録料金

(受験料)

第25条 第4条 1から5の公認資格の受験料は、5,000円とする。

但し、試験前講義の受講が必要な者は、受講料別途5,000円を要するものとする。

(登録料金)

第26条 各公認資格の登録料は、次のとおりとする。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 1. 犬の飼育管理アドバイザー      | 5,000円  |
| 2. ドッグアドバイザー         | 5,000円  |
| 3. ドッグサイエンスアドバイザー    | 5,000円  |
| 4. ドッグトレーナー          | 10,000円 |
| 5. プロフェッショナルドッグトレーナー | 10,000円 |
| 6. マイスタードッグトレーナー     | 10,000円 |
| 7. アジリティインストラクター     | 10,000円 |

(登録更新料)

第27条 登録更新料は、次のとおりとする。

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 1. 犬の飼育管理アドバイザー      | 5,000円 |
| 2. ドッグアドバイザー         | 2,500円 |
| 3. ドッグサイエンスアドバイザー    | 2,500円 |
| 4. ドッグトレーナー          | 5,000円 |
| 5. プロフェッショナルドッグトレーナー | 5,000円 |
| 6. マイスタードッグトレーナー     | 5,000円 |
| 7. アジリティインストラクター     | 5,000円 |



※ 7とそれ以外のふたつの資格を更新する場合、更新料は5000円とする。

## 第7章 資格の喪失

(資格の失効)

第28条 公認資格は、次の各号のひとつに該当したとき、資格を失う。

- (1) 第6条2項の手続きを怠ったとき
- (2) 当法人の会員資格を失ったとき

(資格の取消)

第29条

1. 前条の規定にかかわらず、理事会は、公認資格保有者が当法人の定款及び諸規程に反する行為をした場合、資格を取り消すことができる。
2. 前項の場合、事前に対象者の弁明を聴かなければならない。

(資格喪失者)

第30条

1. 第28条(1)の者は、当法人で取得した資格が無効となるが、会員資格は会員規約による。
2. 第28条(2)の者は、当法人で取得した資格も無効となる。
3. 当該資格喪失者名を当法人ホームページ上に掲載することがある。
4. 資格喪失者から徴収した登録料・更新料・会費は返還されない。
5. 公認資格を喪失した者は、動物取扱業登録及び更新の際に当法人の公認資格を取得していた履歴を使用してはならない。

## 第8章 再登録

(再登録手続)

第31条 資格喪失者は、資格を失ってから5年以内に、当法人の次の条件に従い、資格を再登録することができる。

1. 資格の再登録には、理事会への再登録申請とその承認が必要となる。
2. 当法人会員籍及び過去の取得資格を確認し、会員籍及び資格を過去に遡って再登録することができる。
3. 再登録に際しては、第26条の登録料と再登録の時点から起算した第27条の更新料及び未納期間の会員会費を納める。

## 第9章 雑則

(教育機関)

第32条 本規則に定める教育機関を以下のように定義する。

1. 動物に関係する学部がある4年制大学
2. 犬に係る知識及び技術について2年以上教育する学校

(教育機関との協定)

第33条 個々に協定を締結している教育機関において、本規則と異なる内容の協定を締結したときは、

個別の協定書を優先する事ができるが、事前に理事会の承認を得る必要がある。

(規則の改廃)

第34条 この規則の改廃は、必要に応じて理事会議決によって行う。

附則

この規程は、2002年12月26日から施行する。

附則

この規程は、2005年8月10日から施行する。

附則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2007年3月17日から施行する。

附則

この規程は、2008年3月19日から施行する。

附則

この規程は、2009年1月1日から施行する。

附則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附則

第1条 この規則は、「公認ドッグトレーナー規定」を名称変更して、2022年5月1日より施行する。

第2条 経過措置

本改正時点で、当法人の公認有資格者として活動しているものは、本規則の公認資格を有するものとする。

第3条 2022年4月1日現在、協定を結んでいる教育機関は以下である。

学校法人 帝京科学大学（山梨県上野原市八ッ沢 2525）

学校法人 立志舎

日本動物専門学校（東京都杉並区高円寺南四丁目6番8号）

専門学校日本動物21（東京都墨田区錦糸一丁目11番10号）

大阪動物専門学校（大阪府大阪市福島区福島6-9-21）

大阪動物専門学校天王寺校（大阪府大阪市天王寺区茶白山町1-15）

名古屋動物専門学校（愛知県名古屋市中村区椿町14-8）